

令和元年11月26日

保護者のみなさまへ

大阪教育大学附属高等学校池田校舎
校長 太田 順 康

インフルエンザに関する報告書の提出について（お願い）

インフルエンザによる欠席につきましては、医師による「登校に関する意見書」もしくは、病院の「診断書」の提出をお願いしていましたが、保護者の方に報告書を書いていただくだけで良いように改定されました。これに伴いまして、今後は、以下のようにお願いいたします。

インフルエンザにり患した場合は、従来どおり医療機関の受診、学校への連絡を行って下さい。出席停止期間後に再登校される際、別紙「インフルエンザに関する報告書」に記入のうえ、学校へ提出してください。なお、定期考査中にインフルエンザにより欠試した場合は、インフルエンザであったことを示す書類（検査結果、処方された薬の説明書等）を併せて提出してください。

学校保健安全法施行規則では、インフルエンザの出席停止期間について、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められています。趣旨をご理解の上、対応いただきますようお願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の感染症の場合は、従来通り、医師による「登校に関する意見書」もしくは、病院の「診断書」の提出をお願いいたします。